

医療機関・薬局等 支援金概要

1 概要

県内に所在する医療機関・薬局等に対し、支援金を支給する。

2 対象医療機関・薬局等

- (1) 病院、有床診療所
- (2) 無床診療所
- (3) 歯科診療所
- (4) 歯科技工所
- (5) 施術所
- (6) 助産所
- (7) 薬局

3 対象医療機関・薬局等数 約1, 170医療機関・施設、約320薬局

4 支援額

- (1) 病院、有床診療所…(許可病床数－休止病床数)×8, 250円
※上記算出額が18, 750円未満の場合は、18, 750円
- (2) 無床診療所…1施設あたり18, 750円
- (3) 歯科診療所…1施設あたり18, 750円
- (4) 歯科技工所…1施設あたり18, 750円
- (5) 施術所…1施設あたり18, 750円
- (6) 助産所(分娩取扱あり)…療養ベッド×8, 250円
※上記算出額が18, 750円未満の場合は、18, 750円
助産所(分娩取扱なし)…1施設あたり18, 750円
- (7) 薬局…1施設あたり18, 750円

5 申請要件

- ①福井県物価高騰対策支援金(医療機関・福祉施設等)交付要領の内容の全てについて同意していること。
- ②申請日時点で事業を実施しており、かつ今後も事業継続する意思を有していること。なお、物価高騰対策支援金の受給前後を問わず、事業実態の有無を確認するため、現地・立入調査を行う場合があることに留意すること。事業実態を示す書類(事業所の賃貸借契約書など)の提出を求めた場合は、これに必ず応じること。
- ③医療法、歯科技工士法、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律、柔道整復師法または医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく開設許可を受けた医療機関・薬局または開設届をした医療機関等(いずれも市町立病院・診療所を除く。)であること。

- ④病院および診療所にあつては保険医療機関の指定（健康保険法第65条第1項）を受けている医療機関、歯科技工所にあつては保険医療機関からの委託等を受けて歯科技工を行っている施設、施術所にあつては受領委任を取扱っている施設、薬局にあつては保険薬局の指定（健康保険法第65条第1項）を受けている薬局であること。
- ⑤病院にあつては、申請日時点の病床数で申請すること（令和6年度病床機能報告における休止病床を除くこと）。
- ⑥分娩取扱ありの助産所とは、申請日時点で医療法第8条に基づき、分娩取扱ありで開設届を行っている施設であること。療養ベッドは、各入居室に設置されているベッドであること。
- ⑦物価高騰対策支援金の受給前後を問わず、県から書類の追加提出や説明の求めがあった場合は、これに必ず応じること。
- ⑧物価高騰対策支援金の受給後に、県から検査、報告、是正のための措置の求めがあった場合は、これに必ず応じること。
- ⑨中小企業休業等要請協力金、小規模事業者等再起応援金、雇用維持事業主応援金、福井県版持続化給付金、経営改善支援金、物価高騰対策支援金または福井県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（以下「協力金等」という。）において、申請要件を満たさないことを理由に、協力金等の支給または給付決定を取り消されたことがある場合、協力金等の返還が完了していること。
- ⑩申請事業者の代表者、役員または使用人その他の従業員もしくは構成員等が、福井県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員または同条第3号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員および暴力団員等が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。なお、このことを確認するために必要な事項を福井県警察本部長に照会する場合があることに同意すること。
- ⑪「9 不正受給（2）不正受給の例」に記載のような不正の疑いがある場合には、警察当局等に情報提供を行うことに同意すること。

6 備考

- （1）令和7年7月1日から令和7年9月1日までに開設した施設は、開設した月の翌月からを支援対象期間として月割りで支給額（小数点以下切り捨て）を算定する。ただし、1日に開設した場合は、開設した月から支給の対象となる。

なお、申請時点で休止・廃止している場合あるいは廃止・休止の予定がある場合（事業継続の意向がない場合）は、支給対象外とする。